

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人から、令和 2 年 9 月 2 8 日付けで提起のあった行政文書開示決定処分（令和 2 年 7 月 1 7 日付けお議 1 2 5 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和 2 年 7 月 6 日付けで、おいらせ町長に対し、「議会への議案等及び会議録に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- (2) おいらせ町長は、令和 2 年 7 月 8 日付けで、処分庁に対し、「開示請求事案移送書」の送付を行った。
- (3) 処分庁は、本件対象文書の全部を開示することとして、令和 2 年 7 月 1 7 日付けお議第 1 2 5 号により、開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、本件処分において、実際には不開示とした処分を不服とし、令和 2 年 9 月 2 8 日付けで、審査庁であるおいらせ町議会議長に対し、審査請求をした。（審査請求先がおいらせ町長と記載されていたが、本件処分における教示がされていなかったため、審査庁となるおいらせ町議会議長への請求として取り扱う。）
- (5) 処分庁は、令和 2 年 1 1 月 1 3 日付けお議第 2 7 0 号により本件処分を取り消し、開示決定を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

本件処分において、議会における議事録（本会議、各委員会）等、議会の成果物として、平成26年第1回臨時会から平成28年第1回の議会の会議録等の開示を「ホームページ参照」とし、実際には開示文書の実物（電磁記録文書等）がないとして、本件処分の「ホームページ参照」を撤回し、実物の文書（CD-R等）の開示を求める。

第4 理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく、処分についての審査請求が適法であるためには、その対象とする処分の存在を前提とし、審査請求をする法律上の利益を有することが必要と解される。

本件審査請求については、審査請求の対象となった本件処分が令和2年11月13日付けお議第270号により取り消されていることから、もはや、審査請求人の本件処分の撤回（取り消し）を求める法律上の利益はないことが明らかである。

よって、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月17日

審査庁 おいらせ町議会議長 西 館 秀 雄

(教示)

- 1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町議会を被告として（訴訟においておいらせ町議会を代表する者は、おいらせ町議会議長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起するこ

とができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。